○ 製造たばこ小売販売業許可等取扱要領

制 定:平成12年12月27日蔵理第 4621 号 最終改正:令和5年6月1日財理第 1501 号

第1章 総則

第一 用語の意義

この要領において用いる次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- 「法」とは、たばこ事業法(昭和59年法律第68号)をいう。
- 「令」とは、たばこ事業法施行令(昭和60年政令第21号)をいう。
- 「規則」とは、たばこ事業法施行規則(昭和60年大蔵省令第5号)をいう。
- 「大臣告示」とは、たばこ事業法施行規則の規定に基づき財務大臣が定める事項について (平成10年3月17日付大蔵省告示第74号)をいう。
- 「営業所」とは、製造たばこの小売販売を反復継続して行う施設又は設備をいう。 ただし、出張販売場所、仮移転場所、一時的な移転場所及び営業所に隣接して設置する自動販 売機については、独立した営業所とはみなさない。
- 「管轄財務局長」とは、予定営業所又は既設営業所の所在地を管轄する財務局長(当該所在地 が福岡財務支局の管轄区域内にある場合にあっては、福岡財務支局長)をいう。
- 7 「小売販売業」とは、営業所において消費者に対して製造たばこの販売を業として行うことを いい、特定若しくは不特定の者に販売するかどうかは問わない。
- 「特定小売販売業」とは、規則第20条第二号に規定する特定小売販売業をいい、劇場、旅館、 飲食店、大規模な小売店舗(一の店舗であって、その店舗内の売場面積(直接物品販売の用に供 する部分の面積をいう。)の合計が400平方メートル以上の店舗)、駅、事務所その他の閉鎖性が あり、かつ、消費者の滞留性の強い施設内の場所において行う小売販売業をいう。ただし、これ らの施設内の場所であっても、当該場所が一般人が通行利用する通路に面している場所において 行う小売販売業を除く。
- 9 「一般小売販売業」とは、特定小売販売業以外の小売販売業をいう。
- 「休業店」とは、小売販売業者が病気療養中である場合又は営業所を改築中である場合等の正 当な理由がなく1月を超えて引き続きその営業を休止している営業所をいう。
- 11 「低調店」とは、製造たばこの販売数量が以下の一に該当する営業所をいう。
 - ① 営業所の所在地が繁華街(A)又は繁華街(B)の場合 月間24千本未満
 - ② 営業所の所在地が市街地の場合 月間15千本未満
 - ③ 営業所の所在地が住宅地(A)の場合 月間12千本未満
 - ④ 営業所の所在地が住宅地(B)の場合 月間9千本未満

この場合において製造たばこの販売数量とは、原則として当該営業所の周辺の場所を予定営業 所とした小売販売業許可申請書が提出された日の属する月の前月から過去6月間における当該営 業所の1月平均の製造たばこの販売数量をいう。

12 「既設営業所」とは、既存の小売販売業者の営業所(仮移転前の営業所及び一時移転前の営業 所を含む。)をいう。ただし、休業店、低調店及び特定小売販売業に係る営業所を除く。

第二 適用範囲

財務省、財務局(福岡財務支局を含む。以下同じ。)、財務事務所(小樽出張所及び北見出張所を含む。以下同じ。)又は日本たばこ産業株式会社(以下「会社」という。)における法、令、規則及び大臣告示に基づく製造たばこ小売販売業に関する許可等の基準の運用及び事務の取扱いは、この要領の定めるところによる。

第三 小売販売業の許可申請に係る処理期間

- 1 会社は、原則として小売販売業の許可申請を受理した日の属する月の末日から1月以内に実地調査の結果を管轄財務局長へ提出するように努める。
- 2 管轄財務局長は、原則として小売販売業の許可申請を受理した日の属する月の末日から2月以内に処分をし、当該申請者に通知するように努める。
- 3 1及び2に規定する期間には、次に掲げる期間を含めないことができる。
 - (1) 当該申請を補正するために要する期間
 - (2) 既設営業所が休業店に該当するか否かの調査に要する期間
 - (3) 既設営業所が低調店に該当するか否かの調査に要する期間

第2章 小売販売業の許可

- 第一 小売販売業の許可(法第22条乃至第24条関係)
 - 1 許可の基準

小売販売業の許可の申請が次の基準の一に該当するときは、許可しない。

- (1) 法第23条第一号、第二号及び第五号乃至第七号関係
 - ① 申請者(法人である場合はその代表者、未成年者である場合はその法定代理人を含む。) が、法の規定により罰金以上の刑に処せられ、その執行を終わり、又は執行を受けることが なくなった日から起算して2年を経過しない者若しくは法第31条の規定により許可を取り 消され、その取消しの日から起算して2年を経過しない者又は破産手続開始の決定を受けて 復権を得ない者に該当する場合。
 - ② 予定営業所の使用の権利を有しない場合 申請者が、その予定営業所に製造たばこの売場を設ける予定がない場合及び第四(許可の 可否の判定)の1に基づく許可が決定した日の翌日から起算して1月以内に開業の見込みが ない場合。
 - ③ 申請者が法人であって、製造たばこの販売が当該法人の定款又は寄附行為によって定められた目的の範囲内に含まれない場合。

ここに「目的の範囲」とは、以下の場合をいう。

- イ 営利法人又は営利行為を行うことを認められている公益法人にあっては、定款又は寄附 行為に「物品販売」又は「たばこの販売」等の規定がなくとも、「その他前各号に付帯す る業務」又は「その他目的達成のための事業」等の規定があれば、当該法人の権利能力が 適法にたばこの販売に及ぶものとする。
- ロ 社会福祉法人、宗教法人、学校法人等の公益法人のうち、特に収益を目的とする事業を 行うものであって、法令によりその事業の種類を定款若しくは規則又は寄附行為に規定し なければならない場合は、具体的な規定を要する。
- ハ 消費生活協同組合又は同連合会については、その定款に消費生活協同組合法(昭和23年 法律第200号)第10条第1項第一号に掲げる事業、農業協同組合又は同連合会については、 その定款に農業協同組合法(昭和22年法律第132号)第10条第1項第四号に掲げる事業を 行う旨の規定を要する。
- ニ その他法令により、その事業活動について特別の制約を受けている法人については、上 記イ、ロ、ハに準じて取り扱う。

(2) 法第23条第三号、規則第20条関係

① 購入に不便な場所

予定営業所の位置が、袋小路に面している場所その他これに準ずる場所であって製造たば この購入に著しく不便と認められる場所であるとき。

この場合において「その他これに準ずる場所」とは、例えば狭隘な路地又は横丁であって、 当該路地等の居住者のみが主として通行する通路に面する場所をいう。

② 距離基準

イ 距離基準の原則

予定営業所と最寄りの既設営業所との距離が、大臣告示に定められた次に掲げる地域区 分及び環境区分ごとの距離に達していない場合。

(単位:メートル)

環境区分地域区分	繁華街(A)	繁華街(B)	市街地	住宅地 (A)	住宅地 (B)
指定都市	2 5	5 0	1 0 0	200	3 0 0
市制施行地	5 0	1 0 0	1 5 0	200	3 0 0
町村制施行地			1 5 0	200	3 0 0

ロ 距離基準の特例

(a) 特定小売販売業の場合

特定小売販売業の許可の申請の場合は、イの距離基準を満たしているものとみなす。

(b) 身体障害者福祉法第4条又は母子及び父子並びに寡婦福祉法第6条該当者の場合 (大 臣告示2(1)の場合)

申請者が、身体障害者福祉法(昭和24年法律第283号)第4条に規定する身体障害者に該当する者又は母子及び父子並びに寡婦福祉法(昭和39年法律第129号)第6条第4項に規定する寡婦若しくは同条第6項に規定する配偶者のない女子で現に児童を扶養しているものに該当する者(以下、「身体障害者等」という。)である場合は、イの距離基準の表を当該表の数値に100分の80を乗じて得た数値に読み替えて適用する。

ただし、同一の申請者が複数の申請を行う場合は、いずれか一の申請に限り適用する。 また、以下の各号のいずれか一に該当する場合は適用しない。

- ① 申請者が当該特例を受けて許可を得ている場合
- ② 第二2(1)①から④のうち、いずれかの適用を受ける場合
- (c) 最寄りの小売販売業者の営業所が休業店である場合(大臣告示 2 (2)の場合) 予定営業所と当該休業店との距離は測定しない。
- (d) 最寄りの小売販売業者の営業所が低調店である場合(大臣告示 2(3)の場合) 予定営業所と当該低調店との距離は測定しない。
- (e) 廃業跡地及びその周辺の場合 (大臣告示 2(4)の場合)

許可を受けて5年以上経過した一般小売販売業を廃止した営業所の跡地(法第31条に基づき一般小売販売業の許可を取り消された営業所の場所を含む。以下、「廃業跡地」という。)又は許可を受けて5年以上経過した一般小売販売業を廃止した営業所の供給区域(3(1)①イに定める区域とする。)内の場所を予定営業所とし、一般小売販売業者の廃業時(会社が小売販売業廃止届出書を受理した日又は一般小売販売業の許可の取消し処分を行った日。ただし、予め小売販売業廃止届出書を提出した場合には、廃業の日。)に処分未済の一般小売販売業の許可申請及び廃業の日の翌日から起算して30日以内に提出された一般小売販売業の許可申請(以下、「廃業跡地及びその周辺の特例に関する申請」という。)については、予定営業所の所在地の環境区分欄の1欄左の環境区分欄に応じた距離を基準として適用する。

ただし、上記の距離に達していない廃業跡地及びその周辺の特例に関する申請しかない場合であって、消費者の購買利便等を総合勘案し、特に営業所の設置を必要と認めたときは、さらに距離基準の段階に従い、順次、緩和した距離を基準として適用する。

(f) 大規模な団地の場合(大臣告示 2(5)の場合)

店舗を設けることのできる区域が制限されている団地(以下、「商業制限団地」という。)であって、かつ、300世帯程度以上の団地内において、店舗を設置できる区域内の場所に営業所を設置しようとする場合は、イの距離基準を満たしているものとみなす。

(g) 大規模な団地の周辺の場合(大臣告示 2 (6)の場合)

300世帯程度以上の団地内(上記(f)に掲げる団地内の場合を除く。)の場所に営業所を 設置しようとする場合又は上記(f)に掲げる団地の周辺の場所(当該団地の出入口の道路 に面する場所であって、出入口からイの距離基準の表に掲げる地域区分別、環境区分別 の基準距離の範囲内をいう。ただし、その間に既設営業所がある場合には、出入口から 当該既設営業所までの範囲内とする。)に営業所を設置しようとする場合には、予定営業 所の所在地の環境区分欄の1欄左の環境区分欄に応じた距離を基準として適用する。

- (h) 駅、バスターミナルその他の交通の拠点の周辺の場合(大臣告示 2 (7)の場合) 予定営業所が、駅、バスターミナルその他の交通の拠点(乗車人員が1日当たり概ね 5,000人以上のものに限る。以下同じ。)の周辺(交通機関の出入口等からイの距離基準 の表に掲げる地域区分別、環境区分別の基準距離の範囲内をいう。ただし、その間に既 設営業所がある場合には、交通機関の出入口等から当該既設営業所までの範囲内とす る。)に位置する場合は、当該予定営業所の所在地の環境区分欄の1欄左の環境区分欄に 応じた距離を基準として適用する。
- (i) 予定営業所と既設営業所とが交通の拠点を中心にそれぞれ明らかに異なる人の流れに面している場合(大臣告示 2(8)の場合)

予定営業所が、(h)に規定する駅、バスターミナルその他の交通の拠点の周辺に位置する場合であって、予定営業所と既設営業所が当該交通の拠点を中心にそれぞれ明らかに 異なる人の流れに面している場合には、予定営業所と当該既設営業所との距離は測定しない。

(j) 特定の環境区分において、既設営業所が直接、かつ、容易に見えない場合(大臣告示 2(9)の場合)

繁華街(A)、繁華街(B)又は市街地において、予定営業所の面している街路から、直接、かつ、容易に既設営業所が見えない場合には、予定営業所と当該既設営業所との 距離は測定しない。

この場合において、製造たばこの小売販売を行っていることを示す看板等が見える場合その他消費者が容易に既設営業所の場所を認識できる状況にある場合においては、「直接、かつ、容易に既設営業所が見えない場合」には該当しない。

(k) 予定営業所と既設営業所とが地上と地下の異なる道路に面している場合(大臣告示 2 (10)の場合)

予定営業所と既設営業所とが地上と地下の異なる道路に面している場合には、予定営業所と当該既設営業所との距離を測定しない。また、階上(2階以上)の異なる道路に面している場合も同様とする。

(1) 予定営業所と既設営業所とが、往復合計4車線以上の道路を隔てて位置する場合(大臣告示2(11)の場合)

予定営業所と既設営業所とが、往復合計4車線(車線道路に限り、2輪車及び軽車両の車線を除く。)以上の道路を隔てて位置する場合には、予定営業所と当該既設営業所との距離を測定しない。

ただし、両者の間又は両者の概ね20メートル以内に横断歩道その他これに準ずるものがあり、かつ、通行人の主たる流れがこれを通行する立地条件にあると認められる場合は、この限りでない。

m) 沖縄県の場合(大臣告示 2 (17)の場合)

予定営業所の所在地が、沖縄県の区域にある場合は、イの距離基準を満たしているものとみなす。

③ 自動販売機の設置場所が不適当な場合

次のイ又は口に該当する場合。なお、イ又は口に該当しない場合であっても、二十歳未満 の者の喫煙防止の観点から明らかに自動販売機の十分な管理・監督が期し難いと認められる ときは、許可しない。

イ 一般小売販売業の許可申請

自動販売機の設置場所が、店舗に併設されていない場所である場合。

この場合の「店舗に併設」とは、自動販売機が、店舗内に設置されている場合又は店舗外に店舗と接して設置されている場合であって、店舗内の従業員のいる場所から当該自動販売機及びその利用者を直接かつ容易に視認できる状態をいう。

なお、「店舗」とは、原則として製造たばこの販売を対面で行う施設をいう。ただし、他の商品販売(サービスの提供を含む。)を対面で行う施設についても、店舗とみなし、住宅、事務所、倉庫、工場、自動販売機コーナー等販売を対面で行うことが確認できない施設は店舗とはみなさない。

ロ 特定小売販売業の許可申請

自動販売機の設置場所が、施設の従業員又は管理者等二十歳未満の者の喫煙防止の観点 から当該自動販売機の管理について責任を負う者のいる場所から当該自動販売機及びその 利用者を直接かつ容易に視認できない場所である場合。

ただし、工場、事務所その他の自動販売機の利用が主として当該施設に勤務する者等特定の者に限られると認められる施設内の場所を予定営業所とする許可申請である場合にはこの限りでない。

(3) 法第23条第四号、規則第21条関係

イ 取扱高基準の原則

製造たばこの月間の取扱予定高が40千本に満たない場合。

- ロ 取扱高基準の特例
 - (a) 身体障害者福祉法第4条又は母子及び父子並びに寡婦福祉法第6条該当者の場合 (大臣 告示3(1)の場合)

申請者が、身体障害者等に該当する者である場合は、イ又は口(b)の取扱高基準を当該数値に 100 分の80を乗じて得た数値に読み替えて適用する。

ただし、同一の申請者が複数の申請を行う場合は、いずれか一の申請に限り適用する。 また、以下の各号のいずれか一に該当する場合は適用しない。

- ① 申請者が当該特例を受けて許可を得ている場合
- ② 第一1(3)口(e)並びに第二2(1)①及び②のうち、いずれかの適用を受ける場合

(b) 特定小売販売業の場合(大臣告示3(2)の場合)

特定小売販売業の許可の申請の場合には、イの取扱高基準を月間30千本とする。

なお、大規模な小売店舗(一の店舗であって、売場面積が 400 平方メートル以上の店舗 に限る。)であると認められる許可の申請の場合には、取扱高基準を満たしているものと みなす。

(c) 山間地等の場合(大臣告示3(3)の場合)

既設営業所から著しく遠隔地である山間地等(既に出張販売が行われているものを除く。)に営業所を設置しようとする場合であって、申請者が予定営業所において、生活必需品等の小売販売業等を営んでおり、かつ、生活必需品の調達の状況、当該地域の消費者のたばこの購買の利便を考慮する必要がある場合には、取扱高基準を満たしているものとみなす。

- (d) 予定営業所の所在地が特定の環境区分内に位置する場合(大臣告示 3 (4)の場合) 予定営業所(特定小売販売業の許可の申請に係るものを除く。)の所在地が繁華街(A)、 繁華街(B)又は市街地に該当する地域に位置する場合であって、当該予定営業所から既 設営業所までの距離が(2)②の距離基準を満たしているときは、当該予定営業所における製 造たばこの月間の取扱予定高は、イの取扱高基準を満たしているものとみなす。
- (e) 廃業跡地及びその周辺の場合(大臣告示3(5)の場合)

廃業跡地及びその周辺の特例に関する申請で(2)②の距離基準を満たしている場合においては、管轄財務局長が廃業跡地周辺の需給状況等を勘案して、特に営業所の設置を必要と認めたときは、イの取扱高基準を次の一まで緩和することができる。

① 営業所の所在地が住宅地(A)の場合

月間20千本

② 営業所の所在地が住宅地(B)の場合

月間15千本

ただし、申請者が身体障害者等に該当する者であっても、(a)(身体障害者等の特例)を さらに重複した適用は行わない。

(f) 沖縄県の場合(大臣告示3個の場合)

予定営業所の所在地が、沖縄県の区域にある場合は、イ又は口(b)の取扱高基準を満たしているものとみなす。

2 距離の測定方法

(1) 予定営業所から既設営業所までの距離は、原則として、予定営業所の営業行為を行う店舗の出入口の中央から既設営業所の営業行為を行う店舗の出入口の中央までを、通常人車の往来する道路に沿って測定し、最短のものを予定営業所から既設営業所までの距離とする。

ここに「出入口」とは、当該営業所を利用する顧客が当該営業所に出入りするための部分をいい、従業員専用及び荷物搬送用等の出入口を除く。また、顧客が出入りする部分がない場合には、製造たばこの売場をもって出入口とする。

(2) 会社が行う実地調査の際に、予定営業所が建築中又は建築予定のため出入口の中央が特定できない場合の距離の測定は、予定営業所の建築予定地の既設営業所に最も近い地点を出入口の

中央とみなして(1)の方法により測定した距離を、予定営業所から既設営業所までの距離とする。

- (3) 予定営業所と既設営業所が道路を隔てて位置する場合は、1(2)②口(1)(往復合計4車線道路の特例)に規定する場合を除き、次により距離を測定する。
 - ① 当該道路が道路交通法(昭和35年法律第105号)第13条第2項に規定する道路標識等により歩行者の横断が禁止されている道路(以下、「横断禁止道路」という。)になっているときは、最寄りの横断歩道その他これに準ずるものを通行して測定する。
 - ② 当該道路が横断禁止道路以外の道路である場合は、両者の間又は両者の概ね20メートル以内に横断歩道その他これに準ずるものがあるときは、これを通行して測定し、これらのものがないときは、当該道路を直角に横断して測定する。

3 取扱予定高の算定方法

(1) 原則

① 一般小売販売業の場合

一般小売販売業の許可申請に係る予定営業所の月間の取扱予定高は、原則として、下記イによる当該予定営業所の供給見込区域内の世帯数に、下記ロの一世帯当たり1月の平均購入本数を乗ずることにより算出する。

イ 供給見込区域

予定営業所を中心とする半径 1,000 メートルの円内にあるすべての既設営業所と予定営業所とを放射状に線で結び、それぞれの垂直 2 等分線で区分される区域で、予定営業所を中心とする半径 500 メートルの円内の区域のうち予定営業所に近い部分の区域を当該予定営業所の供給見込区域とする。

ただし、上記の供給見込区域が以下の状況にある場合には、以下の補正を加えた区域を 当該予定営業所の供給見込区域とする。

- (a) 補正前の供給見込区域内に鉄道線路、河川等がある場合であって、当該区域内に踏切、 橋等がなく往来に支障がある地域は、予定営業所の供給見込区域に含めない。
- (b) 補正前の供給見込区域内に往復合計4車線以上の道路又は横断禁止道路がある場合であって、当該区域内に横断歩道等がなく往来に支障がある地域は、予定営業所の供給見込区域に含めない。
- (c) 補正前の供給見込区域内に、崖等により往来に支障がある地域は、予定営業所の供給 見込区域に含めない。
- (d) 補正前の供給見込区域外であっても、後背地が鉄道線路、河川等で往来に支障があり、 予定営業所の面する道路にのみ往来できる地域は、予定営業所の供給見込区域に含める ことができる。
- ロ 一世帯当たり1月の平均購入本数
 - 一世帯当たり1月の平均購入本数は、400本とする。
- ② 特定小売販売業の場合

イ 特定小売販売業の許可申請に係る予定営業所の月間の取扱予定高は、当該予定営業所が

位置する施設の1月平均の利用者数に、下記ロの利用者1人1日当たりの当該施設の業態 ごとの平均購入本数を乗ずることにより算出する。

ロ 施設の業態ごとの利用者1人1日当たりの平均購入本数

業	態	本	数
交通機関の施設内		3.	5
映画館、劇場等		4.	5
レストラン、食堂	等	5.	5
事務所、工場等		5.	5
喫茶店等		6.	0
ホテル、旅館等		6.	5
その他(小売店を	除く)	4.	5

(2) 算定方法の特例

① 次表の左欄に掲げる場合には、右欄に掲げる数量をもって申請者の取扱予定高とすることができる。

廃業跡地及びその周辺の申請	廃業した小売販売業者の販
	売実績(当該者の出張販売に係
	るものを除く。)
特定小売販売業の申請(申請に係る施設が	同一又は類似する業態の同
新規開店の場合に限る。)	程度の利用が見込まれる既設
	特定小売販売業者の販売実績
	(当該者の出張販売に係るも
	のを除く。)
特定小売販売業から一般小売販売業への変	変更前の特定小売販売業の
更申請(営業所が移転しない場合に限る。)	販売実績(当該者の出張販売に
	係るものを除く。)

② 予定営業所(特定小売販売業の許可の申請に係るものを除く。)においてその入店客数がレシート等で確認することができる場合には、次の算式により求めた数量をもって、申請者の取扱予定高とすることができる。

<算式>

当該予定営業所の供給見込区域に基づく取扱予定高 + 入店客1人当たりの平均購入本数 ((1)②ロの施設の業態ごとの利用者1人1日当たりの平均購入本数) × 当該予定営業所の1月当たりの平均営業日数 × {当該予定営業所の1日当たりの平均入店客数 - (供給見込区域内の世帯数 + 下記④の従業員数及び利用者数)}

- (注) 予定営業所の業態が小売店の場合の利用者1人1日当たりの平均購入本数は2.5本とする。
- ③ 予定営業所(特定小売販売業の許可の申請に係るものを除く。)が 300 世帯程度以上の商業制限団地内にある場合には、次の算式により求めた数量をもって、申請者の取扱予定高とする。

<算式>

当該商業制限団地内の取扱予定高

当該商業制限団地内の既設営業所の数 + 1

- ④ 予定営業所(特定小売販売業の許可の申請に係るものを除く。)の供給見込区域内に工場、事務所、レジャー施設等(当該施設内に特定小売販売業に係る営業所があるもの又は出張販売場所があるものを除く。)がある場合は、当該工場等が家内工業的な工場等小規模なものであるときは一般の世帯として取り扱い、それ以外の工場等にあっては当該工場又はレジャー施設等の従業員数及び利用者数に(1)②ロの当該施設の業態ごとの利用者1人1日当たりの平均購入本数を乗じて得られる数量を加える。
- ⑤ 特定小売販売業(業態が小売店の場合を除く。)の許可の申請に係る施設において、既に他の特定小売販売業者が営業を行っている場合又は既に他の小売販売業者が出張販売を行っている場合は、次の算式により求めた数量をもって、申請者の取扱予定高とする。

<算式>

当該施設に係る取扱予定高

同一施設内の他の特定小売販売業者の営業所の数 及び他の小売販売業者の出張販売場所の数の合計 + 1

ただし、当該施設において、当該施設の一部の利用者のみを対象とする特定小売販売業の営業又は出張販売が行われている場合には、上記算式中の「当該施設に係る取扱予定高」、「営業所の数」、「出張販売場所の数」からは、これらの特定小売販売業者等に係る取扱予定高及び営業所の数等をそれぞれ除外して計算する。

4 許可の申請書

小売販売業の許可の申請に際し必要な添付書類は、次による。

- (1) 官公署が証明する書類は、申請の日前3月以内に発行されたものとする。
- (2) 申請者が外国人又は外国会社である場合には、次によることができる。
 - ① 規則第19条第1項第一号イに規定する書類は、在留カード又は特別永住者証明書の写しによることができる。
 - ② 規則第19条第1項第一号ロに規定する「証明書」及び同号ホに規定する「未成年者の登記事項証明書」は、規則別紙様式第19号の誓約書をもってこれに代えることができる。
 - ③ 規則第19条第1項第二号イに規定する「定款」は、商業登記法(昭和38年法律第125号) 第129条第1項第三号に規定する外国会社の性質を識別するに足りる書面をもってこれに代 えることができる。

5 申請書の受理

会社の営業所が申請書及び添付書類を受理する。

第二 営業所移転の許可(法第25条関係)

1 許可基準の原則

営業所移転の許可の申請については、第-1(2)及び(3)の規定による基準の一に該当するときは、 許可をしない。

2 許可基準の特例

(1) 基準の特例

営業所移転の許可の申請であって、以下の一に該当する申請については、以下により取り扱う。ただし、申請者が身体障害者等に該当する者であっても、第-1(2)②-(b)及び(3)-(a)(身体障害者等の特例)は適用しない。

- ① 公共工事に起因する営業所移転(大臣告示 2 (12)、同(13)、同 3 (6)及び(7)の場合)
 - 都市再開発法(昭和44年法律第38号)、土地区画整理法(昭和29年法律第119号)又は土地収用法(昭和26年法律第219号)の適用を受ける都市開発事業その他の公共工事(道路法(昭和27年法律第180号)、河川法(昭和39年法律第167号)、住宅地区改良法(昭和35年法律第84号)、空港法(昭和31年法律第80号)その他の法律に基づく公共工事)に起因して、小売販売業者が営業所の移転を余儀なくされる場合(一時的であるか否かを問わない。)の営業所移転の許可の申請については、以下の各号により取り扱う。
 - (a) 移転後の営業所における供給見込区域が公共工事に起因して移転する前の営業所における供給区域と重なり合う部分が、供給区域の2分の1以上の割合を占めていると認められる場合には、第-1(2)②イの距離基準及び(3)イ又は-1(2)0の取扱高基準を満たしているものとみなす。
 - (b) (a)の場合以外の場合には、第一 1(2)②イの距離基準及び(3)イ又はp(b)の取扱高基準を当該数値に 100 分のp(b)0の乗じて得た数値に読み替えて適用する。
 - (c) 一時的な移転の場合においては、一時的な移転期間中、公共工事に起因して移転する前の営業所を既設営業所として取り扱う。
- ② 激甚災害に起因する営業所移転(大臣告示 2 (12)、同(13)、同 3 (6)及び(7)の場合) 激甚災害に対処するための特別の財政援助等に関する法律(昭和37年法律第 150 号)に基 づき指定された激甚災害により営業所の移転を余儀なくされる場合(一時的であるか否かを 問わない。)の営業所移転の許可の申請については、上記①の規定を準用する。
- ③ 営業所の仮移転(大臣告示 2 (14)、(15)及び同 3 (8)の場合) 小売販売業者が店舗改築の工事を行う等のため営業所を一時的に移転する場合であって、 工事等の完了後直ちに移転前の営業所に復帰するとき(以下、「仮移転」という。)は、第一 1 (2)②イの距離基準を当該数値に 100 分の80を乗じて得た数値に読み替えて適用し、同(3)イ

又は口(b)の取扱高基準については基準を満たしているものとみなす。

なお、営業所仮移転の許可の申請に係る予定営業所の位置が、仮移転前の営業所と既設営 業所との直線距離の2分の1を超えない範囲内の場所にある場合には、上記の規定にかかわ らず距離基準を満たしているものとみなす。

④ 移転前の営業所周辺に移転する場合(大臣告示 2 16 及び 3 (9)の場合)

移転前の営業所の供給区域 (第一 3(1)①イに定める区域とする。) 内に移転する場合であって、以下のいずれかに該当するときは、第一 1(2)②イの距離基準及び(3)イ又はp(b)の取扱高基準については基準を満たしているものとみなす。

- (a) 移転後の予定営業所に最も近い既設営業所(移転後の予定営業所との距離が移転前の営業所との距離よりも短いものに限る。)と移転後の予定営業所の距離が第一1(2)②イの距離に達しているとき
- (b) 当該既設営業所と移転前の営業所との距離に100分の20を乗じて得た距離以内で営業所を移転するとき(申請者が小売販売業又は営業所移転の許可を受けることにより申請前の営業所と当該既設営業所との距離が既に第一1(2)②イの距離に達しない状況となっている場合であって、移転後の予定営業所の位置が当該既設営業所から第一1(2)②イの距離に100分の80を乗じて得た距離(公共工事又は激甚災害に起因する営業所移転の許可を受けることにより第一1(2)②イの距離に達しない状況となっている場合は100分の70を乗じて得た距離)未満であるときは除く。)

なお、この場合の距離の測定は、第一2の測定方法に従って測定する。

⑤ 東日本大震災に起因する営業所移転(大臣告示 2 18)及び 3 (11)の場合)

東日本大震災に起因して営業所の位置を移転する場合(平成33年3月31日までの間に申請をした場合に限る。)であって、既設営業所(平成23年3月12日以後の申請に係る小売販売業又は営業所移転の許可を受けたものを除く。)と移転後の予定営業所との距離が第一1(2)②イの距離に100分の70を乗じて得た距離に達しており、かつ、営業を再開するために当該予定営業所の位置に移転することがやむを得ないと認められる場合には、第一1(2)②イの距離基準及び(3)イの取扱高基準を満たしているものとみなす。

(2) 取扱予定高の算定の特例

営業所移転の許可申請の場合であって、移転後の営業所における供給見込区域が移転前の営業所における供給区域と重なり合う部分が、供給区域の2分の1以上の割合を占めていると認められる場合には、移転前の営業所における販売実績(当該者の出張販売に係るものを除く。)の数量をもって、申請者の取扱予定高とすることができる。

3 許可の申請書

添付書類は、第一4の取扱いに準ずる。

4 申請書の受理

第一5の取扱いに準ずる。

第三 出張販売の許可(法第26条関係)

1 許可の基準

出張販売の許可の申請については、申請者が現に小売販売業を営んでいる者であって、申請に 係る出張販売場所の使用権を有し、かつ、当該出張販売場所が次の各号の一に該当する場所であ る場合に許可をする。

ただし、当該出張販売場所が、小売業を営むための店舗である場合及び自動販売機の設置場所が、施設の従業員又は管理者等二十歳未満の者の喫煙防止の観点から当該自動販売機の管理について責任を負う者のいる場所から当該自動販売機及びその利用者を直接かつ容易に視認できない場所その他二十歳未満の者の喫煙防止の観点から明らかに十分な管理・監督が期し難いと認められる場所である場合はこの限りでない(工場、事務所その他の自動販売機の利用が主として当該施設に勤務する者等特定の者に限られると認められる施設内の場所を出張販売場所とする場合を除く。)。

- (1) 劇場、旅館、飲食店、駅、事務所その他これらに準ずる閉鎖性があり、かつ、消費者の滞留性の強い施設内の場所
- (2) 観光公園その他の観光施設内の、専ら当該観光施設の利用者が利用すると認められる場所
- (3) 海水浴場、祭礼の場所等季節的又は一時的に人の集まる場所

2 許可の申請書

規則第24条第2項に規定する書類は、出張販売場所の管理者の同意書とする。

ただし、出張販売場所が海水浴場、祭礼の場所等季節的又は一時的に人の集まる場所であるときは、当該同意書を省略させることができる。

3 申請書の受理

第一5の取扱いに準ずる。

第四 許可の可否の判定

1 可否の判定

管轄財務局長は、以下の規定により、会社の営業所から提出された書類に基づき小売販売業及び営業所移転の許可の可否を判定する。ただし、営業所の仮移転の許可及び出張販売の許可の可否に関するもので、財務事務所の管轄区域内に係るものについては、当該事務を財務事務所長に行わせることができる。

- (1) 小売販売業及び営業所移転の許可((3)の場合を除く。)については、原則として、申請の受理 年月日の早いものから順次許可の可否を判定する。
- (2) 同日受理の2以上の両立し得ない小売販売業及び営業所移転の許可((3)の場合を除く。)の申請があり、ともに許可基準を満たす申請である場合は、許可の可否の判定は、抽選により一の申請の許可を行う。

(3) 第一1(2)②口(e)及び同(3)口(e) (廃業跡地及びその周辺) の許可基準を満たす申請が2以上競合する場合は、抽選により一の申請の許可を行う。

なお、廃業跡地及びその周辺の特例に関する申請と、これら以外の申請とが競合するときは、 その競合する申請を含めて処理するものとする。

(4) (2)及び(3)の抽選は、原則として、会社の営業所において、管轄財務局の職員の立会いの下で行う。

2 許可の条件又は期限

(1) 許可の条件

製造たばこ小売販売業の許可、営業所移転の許可及び出張販売の許可に際しては、全て、次の①、②の区分に応じ、各々に掲げる条件を付す。

- ① 一般小売販売業及び営業所移転の許可(②の場合を除く。)
 - イ 「自動販売機を設置する場合には、店舗に併設すること。また、自動販売機を道路等自 己の使用の権利のない場所に設置しないこと。」
 - ロ 「自動販売機により製造たばこを販売する場合には、年齢識別装置(たばこを購入する者が二十歳以上の者であることを確認する機能を有する装置をいう。)を装備した自動販売機により、当該装置を常時作動させた上で販売すること。」
- ② 特定小売販売業及び出張販売の許可(下記イ及び口については、第三1(3)に規定する場所において行う出張販売の許可の場合を除き、ハについては予定営業所又は出張販売場所が工場、事務所その他の自動販売機の利用が主として当該施設に勤務する者等特定の者に限られると認められる施設内である場合を除く。)
 - イ 「たばこの売場は施設内に向けて設置し、看板等をその施設外に掲出しないこと。」
 - ロ 「施設内に喫煙設備を設けること。」
 - ハ 「自動販売機を設置する場合には、施設の従業員又は管理者等二十歳未満の者の喫煙防 止の観点から当該自動販売機の管理について責任を負う者のいる場所から当該自動販売機 及びその利用者を直接かつ容易に視認可能な場所に設置すること。」
 - 二 「自動販売機により製造たばこを販売する場合には、年齢識別装置(たばこを購入する者が二十歳以上の者であることを確認する機能を有する装置をいう。)を装備した自動販売機により、当該装置を常時作動させた上で販売すること。」

(2) 許可の条件の運用

- ① (1)①イの「店舗に併設」とは、自動販売機が、店舗内に設置されている場合又は店舗外に 店舗と接して設置されている場合であって、店舗内の従業員のいる場所から当該自動販売機 及びその利用者を直接かつ容易に視認できる状態をいう。
- ② (1)①ロの「年齢識別装置(たばこを購入する者が二十歳以上の者であることを確認する機能を有する装置をいう。)を装備した自動販売機」とは、次に掲げるイからハまでのすべてを満たすことを財政制度等審議会たばこ事業等分科会が認めたものをいう。(1)②ニにおいて同じ。

「年齢識別装置を装備したたばこ自動販売機」に該当することを確認するための判定基準 (平成20年6月30日財政制度等審議会たばこ事業等分科会決定)

- イ 年齢識別装置が正常に作動しており、自動販売機の利用者が年齢識別装置に二十歳未満 の者を二十歳以上の者と誤認させようとする特段の行為を行わない状態において、年齢識 別装置が二十歳未満の者を二十歳以上の者と誤認することがないこと。
- ロ 年齢識別装置に二十歳未満の者を二十歳以上の者と誤認させようとする行為に対する 措置が講じられていること。
- ハ 年齢識別装置の稼動を容易に停止することができないようにする措置が講じられていること。
- ③ (1)②ロの「施設」には、敷地を含む。
- ④ 健康増進法(平成14年法律第103号)の規定により、喫煙をするために利用できない設備については、(1)②ロの「喫煙設備」に当たらないものとする。
- ⑤ 健康増進法の一部を改正する法律(平成30年法律第78号)附則第3条に規定する指定たばこのみ喫煙をすることができる設備(同条において読み替えて適用する健康増進法第33条第1項に規定する基準適合室等)のみを喫煙設備として設けている場合であって、当該指定たばこを販売していないときには、(1)②ロの条件を満たしていないものとする。

(3) 許可の期限

① 開催期間の定めがある場所又は季節的需要に対応する場所

予定営業所の場所又は出張販売場所が、博覧会会場等開催期間が定められている場所又は 海水浴場、スキー場等季節的な需要に対応する場所である場合の期限は、特段の事由がない 限り開催期間等の最終日とする。

② 営業所の仮移転

原則として1年の範囲内で必要と認める期限とする。ただし、正当な理由がある場合は、 この期限を更新することができる。

(4) 許可の条件の特例

平成31年4月1日前に特定小売販売業又は第三1(1)若しくは(2)に規定する場所において行う 出張販売の許可を受けた者(同日前に当該許可の申請を行い、同日以後に当該申請により許可 を受けた者を含む。)は、当該施設内の喫煙設備を撤去した場合、当分の間、(1)②ロの条件を 適用しないこととする。

3 許可の通知及び公告

- (1) 許可の通知
 - ① 小売販売業及び営業所移転の許可

管轄財務局長は、1の規定により許可を決定した場合には、許可を決定した旨を申請者に 通知する(1のただし書きの規定による場合には財務事務所長が通知する)。

② 出張販売の許可

管轄財務局長は、第三1の規定により出張販売の許可を決定した場合には、許可を決定し

た旨を申請者に通知する(1のただし書きの規定による場合には財務事務所長が通知する)。

(2) 許可の公告

管轄財務局長は、小売販売業の許可を決定した日の翌日に、当該許可者の氏名、営業所の所在地、法人番号、環境区分及び「当該環境区分は許可を決定した日時点のものである」旨を当該財務局のウェブサイトに掲載する。この場合において、当該掲載の期間は1年とする。

4 登録免許税の納付

- (1) 管轄財務局長は、小売販売業及び出張販売の許可をした場合において、登録免許税法(昭和42年法律第35号)第2条及び別表第一(課税範囲、課税標準及び税率の表)第66号に掲げる「製造たばこの販売に係る登録又は許可」中「たばこ事業法第22条第1項(製造たばこの小売販売業の許可)の規定による製造たばこの小売販売業の許可(同法第24条第1項(許可の条件等)の規定による期限が付された許可を除く。)」及び「たばこ事業法第26条第1項(出張販売)の規定による製造たばこの小売販売の許可(同条第2項において準用する同法第24条第1項の規定による製造たばこの小売販売の許可(同条第2項において準用する同法第24条第1項の規定による期限が付された許可を除く。)」の規定により、登録免許税を納付させる必要があるときは、その者に対して当該財務局の所在地を管轄する税務署長あて日本銀行(代理店及び歳入代理店を含む。)を通じて登録免許税を払い込ませる。
- (2) 管轄財務局長は、登録免許税を納付した者が、登録免許税法第24条第1項の規定により、当該納付に係る領収証書を提出する場合には、別紙様式第5号又は第5号の2による登録免許税領収証書提出書に貼り付けて、会社の営業所に提出させる。この場合において、納付期限を経過したものであっても、税務署長から納税の告知を受けるまでに払い込んだものも同様に会社の営業所を通じて提出させる。

5 不許可の通知

(1) 不許可通知書

① 小売販売業及び営業所移転

管轄財務局長は、1の規定により不許可を決定した場合には、当該不許可に係る不許可通知書により申請者に通知する(1のただし書きの規定による場合には財務事務所長が通知する)。

② 出張販売

管轄財務局長は、第三1の規定により不許可を決定した場合には、当該不許可に係る不許可通知書により申請者に通知する(1のただし書きの規定による場合には財務事務所長が通知する)。

(2) 不許可通知書への記載事項

(1)に規定する不許可通知書に不許可の理由として記載する事項は、次による。

た ば こ 事 業 法	たばこ事業法施行規則		
第22条第2項			
申請書の記載事項の不備			
第22条第3項			
申請書の添付書類の不備			
第23条第一号、第六号、第七号			
法違反で処罰された者			
第23条第二号、第六号、第七号			
許可を取り消された者			
第23条第三号	第20条第一号		
営業所の位置が不適当	たばこ購入に不便な場所に該当		
	第20条第二号		
	基準距離○○メートルのところ○○メート		
	ルであり距離不足		
	・ 特定小売販売業の要件である滞留性・閉		
	鎖性がない		
	第20条第三号		
	自動販売機の設置場所不適当		
第23条第四号	第21条		
取扱予定高不足	標準取扱高○○千本のところ○○千本であり		
	取扱予定高不足		
第23条第五号、第六号、第七号	第22条第一号		
	予定営業所使用の権利なし		
破産手続開始の決定を受	第22条第二号		
けて復権を得ない者	法人の目的の範囲外		
その他不適当			
第26条第1項			
出張販売場所が不適当			

(3) 特定小売販売業の許可申請以外の申請であって、不許可理由が、法第23条第三号であり、かつ、規則第20条第二号である場合には、申請者の許可の申請に係る営業所の所在地の環境区分及び地域区分を記載する。

第3章 雑則

1 届出書の提出

会社の営業所が各種の届出書を受理する。

2 届出の添付書類

承継の届出又は継続の届出の添付書類は、次による。

- (1) 規則第25条第1項第一号の「一般承継者又は特定承継者に係る第19条第1項各号に掲げる書類」は、第2章第一4の取扱いに準ずる。
- (2) 規則第25条第1項第二号及び第三号並びに同条第2項の「戸籍謄本」は、相続の事実及び相続人の範囲が明らかとなるものとする。
- (3) 規則第25条第1項第四号の「法第28条の規定により地位を承継した旨を証明する書類」は、規則第26条第一号から第五号までの規定により製造たばこの小売販売に係る営業を譲り受けた旨を証する書類(例えば、営業を譲り渡す者の同意書等)に加え、次の各号に定める者に応じ、当該各号に定めるところによる。
 - ① 規則第26条第三号又は第四号の規定により地位を承継した者 三親等内の親族及び小売販売業者との同居関係を証する住民票の謄本
 - ② 同条第五号の規定により地位を承継した者 人格のない社団の規約及びその構成員の名簿
 - ③ 同条第六号の規定により地位を承継した者 組織変更による法人の解散の事実が記載された登記事項証明書

3 廃止の届出等に関する公開

- (1) 管轄財務局長は、小売販売業者から小売販売業廃止届出書の提出を受けた場合には、当該届出書を受理した日の翌日に、管轄財務局において、当該小売販売業者の氏名、営業所の所在地及び廃業の日を記した台帳を作成する。
- (2) 管轄財務局長は、法第31条に基づく小売販売業の許可の取消しを行った場合には、当該処分を行った日の翌日に、管轄財務局において、当該小売販売業者の氏名、営業所の所在地及び許可の取消しの日を記した台帳を作成する。
- (3) (1)及び(2)において、当該台帳の閲覧の期間は廃業の日又は許可の取消しを行った日の翌日から30日とする。

第二 小売販売業者の承継

規則第26条第六号の規定により地位の承継ができる法人の組織の変更とは、会社法第2条第二十六号及び第743条の規定に基づき「株式会社」と「持分会社(合名会社、合資会社又は合同会社)」との間で組織を変更する場合をいう。

第4章 環境区分の認定

第一 用語の意義

大臣告示別表第二において用いる次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- 1 「遊興飲食施設」とは、遊技場、料理店、バー、喫茶店、劇場その他これらに準ずる施設をい う。
- 2 「観光客施設」とは、観光地にあるみやげ物店、旅館その他観光客を対象とする施設をいう。
- 3 「市街地形成施設」とは、遊興飲食施設、商店、観光客施設、銀行、官公庁、事務所、運動・ レジャー施設、工場その他これらに準ずる施設をいう。
- 4 「農地等」とは、農地、空地その他これらに準ずるものをいう。

第二 環境区分の認定

- 1 環境区分の認定方法
 - (イ) 環境区分の認定は、原則として、道路(路地、横丁その他これらに準ずる狭隘な道路を除く。)、 鉄道線路、河川等によって仕切られる区画(以下、「単位」という。)ごとに行う。
 - (n) 道路によって仕切られる区画の距離が概ね50メートル未満の場合は、隣接する数区画をまとめて単位とする。
 - (n) 道路によって仕切られる区画の距離が概ね 100 メートル以上の場合であって、その区画の中で明らかに施設の連続状況が異なるときは、その異なる地点を境界として別々の環境区分に認定しても差し支えない。
 - (二) 幅員の広い道路の両側にある施設の状況が明らかに異なる場合(道路の両側で明らかに人の 流れが異なる場合に限る。)は、片側ごとに異なる環境区分に認定しても差し支えない。
 - (ホ) 同一環境区分に認定される数単位にはさまれて、はさんでいる数単位よりも一区分下位である環境区分に認定される単位が1単位存在する場合は、当該1単位を、それをはさんでいる数単位の環境区分と同一としても差し支えない。
 - (A) 住宅及び空地、農地その他これらに準ずるものがほとんどを占めている単位の中に市街地形成施設が小規模なまとまりを形成している場合は、当該まとまりを切り離して認定を行うことができる。ただし、300世帯程度以上の商業制限団地内の店舗を設けることができる区域内にある商店については、当該商店のまとまりを切り離して認定することなく、商業制限団地全体を住宅地(A)として認定する。
 - (ト) 環境変化の著しい地域にあっては、あらかじめ1年程度将来の状況を見込んで認定を行う。 建築工事中であって、建築確認書等で建物の完成が1年以内と認められるものについては、 当該建築中の建物は、完成しているものとして認定を行う。
 - (チ) 一般商店、事務所等を併設した高層住宅については、街路と接する階層の施設をもって認定 を行う。
 - (リ) 大臣告示別表第二(注)に定める「遊興飲食施設」、「市街地形成施設」及び「農地等」中「その他これらに準ずる施設・もの」とは、それぞれ次に掲げるものをいう。

遊興飲食施設	パチンコ店、ゲームセンター、カラオケボックス、映画館、 ボーリング場、キャバレー等
市街地形成施設	ホテル、公会堂、展示場、結婚式場、倉庫、駐車場、病院、 卸売市場、ドライブイン、ガソリンスタンド等
農地等	林野、原野、池沼等

2 繁華街の認定

(4) 認定基準

(a) 大規模な駅、バスターミナル

乗車人員が1日当たり20,000人以上の駅、バスターミナル

(b) 遊興飲食施設、商店及び観光客施設が 100 店以上連続している街路

1単位において、遊興飲食施設、商店及び観光客施設(以下、「遊興飲食施設等」という。) が連続しており、かつ、道路の両側にある遊興飲食施設等の総店数が 100 店以上を占めてい る街路をいう。

当該単位中にある遊興飲食施設等と遊興飲食施設等との間に遊興飲食施設等以外の施設が 数施設隣接している場合も遊興飲食施設等が連続しているものとみなす。

(c) 大規模小売店舗の商店換算

大規模小売店舗立地法(平成10年法律第91号)第3条第1項に規定する基準面積(1,000㎡)以上で、同法第5条に基づく届出がされ設置された店舗については、1店につき商店40店(ただし、3,000㎡以上の店舗については、1店につき商店70店)と換算することができる。

なお、同法により廃止された大規模小売店舗における小売業の事業活動の調整に関する法律(昭和48年法律第109号)に基づき設置された店舗で、判定時においても、同法第2条第3項に規定する第1種大規模小売店舗に該当する場合は、1店につき商店70店、同条第4項に規定する第2種大規模に該当する場合には、1店につき商店20店と換算できる。

(d) 大規模な駅、バスターミナルの商店換算

乗車人員が1日当たり概ね20,000人以上の駅、バスターミナルを商店70店と換算する。

(p) 繁華街(A)

指定都市及び市制施行地にある繁華街であって、遊興飲食施設等が 200 店以上連続している 街路又は乗車人員が1日当たり 50,000 人以上の駅、バスターミナルを繁華街(A)とする。

- (n) 繁華街のうち、上記繁華街(A)以外を繁華街(B)とする。
- (二) 繁華街(B) と認定される単位にはさまれて、市街地に認定されるべき単位が存在している場合で、当該単位を繁華街(B) とみなしたときは、(ロ) を適用しない。
- (ホ) 町村制施行地においては、繁華街は認定しない。

3 市街地の認定

市街地形成施設が20%を超える部分を占めている街路(繁華街(A)及び繁華街(B)に該当

するものを除く。)

4 住宅地の認定

- (イ) 住宅と農地等が80%以上を占めている街路
- (p) 住宅地(B)の認定

住宅地のうち、農地等が2分の1を超える部分を占めている街路又は農地等の中に50世帯未満の小規模な住宅の集団を形成している地域における街路を住宅地(B)とする。

(n) 住宅地のうち、上記住宅地(B)以外を住宅地(A)とする。

第三 地域区分の認定

1 市制施行地

市制施行地とは、地方自治法(昭和22年法律第67号)第8条に定める市(2を除く。)をいう。

2 指定都市

指定都市とは、人口50万人以上の市制施行地、東京都の特別区及びその他別に定める市制施行地をいう。ただし、その他別に定める市制施行地は、特段の事情が生じない限り当分の間定めない。

指定都市の認定は、住民基本台帳人口が50万人以上となった翌年度から適用する。

3 町村制施行地

町村制施行地とは、地方自治法に定める町及び村をいう。

地域の区分	区 分 の 定 義
指定都市	人口 50 万人以上の市制施行地、東京都の特別区及びその他別に定める市制 施行地
市制施行地	上欄に規定する指定都市以外の市制施行地
町村制施行地	町村制施行地

(注) 「市制施行地」及び「町村制施行地」とは、地方自治法(昭和22年法律第67号)第8条に 規定する市及び町村をいう。

別表二

環境	竟の区	区分	認定の基準	
繁	華	街	指定都市又は市制施行地であって、次の一に該当する街路等 (イ) 乗車人員が、1日当たり 20,000 人以上の大規模な駅、バスターミナル (ロ) 遊興飲食施設、商店及び観光客施設が 100 店以上連続している街路 繁華街のうち、乗車人員が、1日当たり 50,000 人以上の駅、バスターミナル 及び遊興飲食施設等が 200 店以上連続している街路を繁華街(A)とし、その他を繁華街(B)とする。	
市	街	地	市街地形成施設が20%を超える部分を占めている街路(繁華街 (A) 及び 繁華街 (B) に該当するものを除く。)	
住	宅	地	住宅と農地等が80%以上を占めている街路 住宅地のうち、農地等が2分の1を超える部分を占めている街路又は農地等 の中に50世帯未満の小規模な住宅の集団を形成している地域における街路を住 宅地(B)とし、その他を住宅地(A)とする。	